

平成十四年六月十一日受領  
答弁第六八号

内閣衆質一五四第六八号

平成十四年六月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員金田誠一君提出レジオネラ症防止対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出レジオネラ症防止対策に関する質問に対する答弁書

一の（ア）について

公衆浴場等におけるレジオネラ症の発生防止対策としては、これまでのレジオネラ症の発生事例の原因を踏まえると、レジオネラ菌が屋外から浴槽水へ侵入することを防止するための構造設備上の措置、浴槽、配管、循環ろ過装置等における生物膜の発生防止及び除去を行うための洗浄、消毒等の衛生管理上の措置並びに循環水の微粒子が空气中に分散することを防止するための措置を組み合わせる講ずることが重要であると考えている。

一の（イ）について

公衆浴場等におけるレジオネラ症の発生は、浴槽水又はこれを使用した打たせ湯等の中のレジオネラ菌が原因となっていることから、検体は浴槽水から採取することが適切であると考えている。

一の（ウ）について

公衆浴場等の浴槽に係る配管等については、浴槽水全部を交換する時に塩素剤による洗浄及び消毒を行うよう指導しているところである。

## 一の（エ）について

公衆浴場等の循環式浴槽に係る配管については、浴槽水全部を交換する時に十分清掃及び消毒を行うことにより内壁への生物膜の付着をおおむね防止することができると考えているが、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成十三年九月十一日付け健衛発第九十五号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）で示した「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」（以下「マニュアル」という。）においては、このような清掃及び消毒に加えて、年に一回程度循環式浴槽に係る配管の内壁に付着する生物膜を過酸化水素等により除去するよう指導しているところである。

## 一の（オ）について

マニュアルにおいては、循環式浴槽に係る配管の内壁に付着した生物膜を除去する方法として、過酸化水素による消毒、高濃度の塩素による消毒等を例示しているところであるが、実際にも公衆浴場業及び旅館業の営業者はこれらの方法を用いていると承知しており、マニュアルで例示している方法は妥当なものと考えている。

## 一の（カ）について

生物膜を適切に剥離<sup>はく</sup>し、除去する方法としては、マニュアルで例示している方法以外のものは把握して  
いない。

二の（ア）及び（ウ）について

平成十三年十月に板橋区保健所が行った御指摘の公衆浴場への立入検査においては、浴槽水から大腸菌  
群は検出されたが、レジオネラ菌は検出されなかったと承知している。その際、板橋区保健所は当該公衆  
浴場の営業者に対し、その後死亡した男性が入浴した浴槽の配管を定期的に清掃するよう指導したと承知  
している。

その後の対応について、当該営業者は、当該浴槽について、毎日浴槽水全部を交換し清掃を行うととも  
に、配管については、一週間に一回ホースを用いて水で洗浄した上、高濃度の次亜塩素酸を一時間程度循  
環させていた旨述べていると承知している。

二の（イ）について

平成十四年一月二十五日、厚生労働省において板橋区保健所の職員の立会いの下に死亡した男性が入浴  
した浴槽の排水口及び配管吸引口の生物膜を採取し、検査したところ、レジオネラ菌の宿主となり得るア

メーバ等は検出されたが、レジオネラ菌は検出されなかった。

### 三の（ア）について

「温泉を利用した公衆浴場業及び旅館業の入浴施設の衛生管理の徹底について」（平成十一年三月二十九日付け衛指第二十八号厚生省生活衛生局指導課長通知）は、都道府県、指定都市等に対して、温泉を利用した公衆浴場業及び旅館業の営業者が浴槽水の衛生管理を徹底するように指導することを依頼したものである。平成十三年三月末現在、公衆浴場業の施設の数は一萬六千七百三十二、旅館業の施設の数は一萬九千七百七十六であるが、実際に指導を受けた営業者の数は承知していない。

「建築物等におけるレジオネラ症防止対策について」（平成十一年十一月二十六日付け生衛発第千六百七十九号厚生省生活衛生局長通知）は、都道府県、指定都市等に対して、特定建築物の設置者等にレジオネラ菌に関する知識の普及啓発等の指導を行うよう依頼したものであり、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成十一年十一月二十六日付け社援施第四十七号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長及び児童家庭局企画課長連名通知）及び「老人保健施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成十一年十二月六日付け

老健第七十一号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)は、都道府県、指定都市等に対して、社会福祉施設及び老人保健施設の設置者が「新版レジオネラ症防止指針」に沿ってレジオネラ症の発生防止に万全を期すよう指導することを依頼したものである。都道府県、指定都市等による指導対象となる特定建築物、社会福祉施設及び老人保健施設の数は承知しておらず、また、実際に指導を受けた特定建築物、社会福祉施設及び老人保健施設の設置者の数も承知していない。

「入浴施設におけるレジオネラ症防止対策に関するパンフレットの送付について」(平成十二年八月二十四日付け厚生省生活衛生局指導課事務連絡)は、都道府県、指定都市等に対して、公衆浴場業及び旅館業の営業者に「よく知ろう「レジオネラ症」とその対策」と題するパンフレットを配布するよう依頼したものである。当該パンフレットの配布対象となる公衆浴場業及び旅館業の施設の平成十三年三月末現在の数は十二万五千九百八であるが、実際に配布を受けた営業者の数は承知していない。

「公衆浴場における衛生等管理要領等について」(平成十二年十二月十五日付け生衛発第千八百十一号厚生省生活衛生局長通知)は、公衆浴場業及び旅館業の営業者が講ずるべき衛生管理等の措置を明らかにした「公衆浴場における衛生等管理要領」、「旅館業における衛生等管理要領」等を定め、都道府県、指

定都市等に対して、これらを活用した指導を行うことを依頼したものである。平成十三年三月末現在、公衆浴場業の施設の数は一萬六千七百三十二、旅館業の施設の数は一萬九千七百七十六であるが、実際に指導を受けた営業者の数は承知していない。

一の(エ)について述べた「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」は、公衆浴場業及び旅館業の営業者が講ずるべきレジオネラ症防止対策を明らかにしたマニュアルを定め、都道府県、指定都市等に対して、これを営業者に周知することを依頼するとともに、循環式浴槽と同様の構造を有する遊泳用プールの附帯設備についても同様の衛生管理が行われるよう、当該プールの設置者にマニュアルを周知することを併せて依頼したものである。また、「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」(平成十三年九月十一日付け社援基第三十三号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、障害保健福祉部企画課長及び老健局計画課長連名通知)は、都道府県、指定都市等に対して、社会福祉施設及び介護老人保健施設において循環式浴槽等の適切な衛生管理が行われるよう、社会福祉施設及び介護老人保健施設の設置者にマニュアルを周知するよう依頼したものである。循環式浴槽を設置している公衆浴場業及び旅館業の施設、社会福祉施設並びに介護老人保健施

設の数並びに循環式浴槽と同様の附帯設備を設けている遊泳用プールの数は承知しておらず、実際にマニュアルを受け取った事業者等の数も承知していない。

### 三の（イ）について

お尋ねの洗浄、消毒、除去等の対象施設の数及びこれらが実行されている程度については、承知していない。

### 三の（ウ）について

レジオネラ症防止対策の周知徹底のため、平成十二年八月に「よく知ろう「レジオネラ症」とその対策」と題するパンフレットを十三万千百部作成し、都道府県、関係団体等を通じて公衆浴場業及び旅館業の営業者に配布するとともに、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「旅館業における衛生等管理要領」及びマニュアルの厚生労働省のホームページへの掲載等を行っているところである。

### 三の（エ）について

公衆浴場等の構造設備は施設ごとに異なる中で、各事業者等が講じているレジオネラ菌による汚染の防

止措置を一般の利用者が評価することは困難であると考えられることから、今後とも営業者等に対する情報提供や衛生指導の推進を中心としたレジオネラ症防止対策の充実に努めてまいりたい。